## 大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の 日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年4月12日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 HIRASEI遊 水原店

所在地 阿賀野市市野山228番地1

設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他1者

- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,050 m<sup>2</sup>

(変更後) 1,407m<sup>2</sup>

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数

(変更前) 39台

(変更後) 55台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 43.6m<sup>2</sup>

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

·面積 67.6m²

ウ 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 3.96 m<sup>3</sup>

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

· 容量 5.88 m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

> ・株式会社ひらせいホームセンター 午前9時00分から午後10時00分

(変更後)

- ・株式会社ひらせいホームセンター 午前9時00分から午後10時00分
- ・株式会社メガネスーパー

午前9時00分から午後10時00分

イ 荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分

(変更後) 荷さばき施設1、2 午前6時00分から午後9時00分

3 変更年月日

平成31年11月30日

4 届出年月日

平成31年3月29日

5 縦覧場所

新潟県産業労働部商業·地場産業振興課

(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

平成31年4月12日から平成31年8月12日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先 商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp